

(1) 現天守閣再建の経緯

昭和20年(1945)に戦災で焼失した名古屋城天守は、昭和34年(1959)、鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された。ここでは焼失直後から現天守閣の竣工までの経緯を整理する。再建までの経緯を時間順に整理し、それに基づいて、現天守閣の意義、役割等をまとめる。なお、整理に際して基礎的な資料となる、再建に至るまでに示された名古屋市、関係団体、有識者、市民の考え方や意見などは、表(資)-3.1.1に整理した。

表(資)-3.1.1 再建に至るまでの行政・関係団体・有識者・市民の考え方や意見

年月	事実関係	発言者	有識者等の発言
昭和20年5月 [1945.5]	戦災により 天守焼失		
昭和20年9月 [1945.9]		有識者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 城戸久 <ul style="list-style-type: none"> ・たゞ名古屋と不可分の関係にあるから再建するのみでは直ちに肯定できない ・城の史実をそのまま残すというのなら、この大東亜戦争に焼失したことそれ自身が城の大きな歴史 ・私としては現在焼けたまゝの姿で残しておく方がむしろ妥当 ・以前の城と寸分変わらない城を再現することは技術的には少しも不可能ではないが、木造の城をそのまま再建することは資材の関係で出来ない相談で、再建するとすればやはり近代的の鉄筋にするより外はあるまい ・外観そのものは元の城と寸分変わらないものとして内部を総合科学館式のものとして名古屋を中心とした歴史・産業その他あらゆるものの陳列をする ・文化的のものとして利用できるものにした方が効果的 <p>『中部日本新聞』9月9日</p>
昭和21年2月 [1946.2]	名古屋城内の 一般公開再開		
昭和22年11月 [1947.11]		関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市商工会議所・名古屋観光協会 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城が果たしてきた精神的・経済的価値を考えると、名古屋城という「象徴」を取り去ることは市民から文化を取り去ることであるとの趣旨から「名古屋城復旧に関する陳情書」を提出
昭和23年8月5日 [1948.8]		新聞報道 (市民意見)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋城の復興についての世論調査 <ul style="list-style-type: none"> ・再建必要 73.6% ・建築様式 <ul style="list-style-type: none"> 昔のままの木造建築 44.7% 近代式建築(鉄筋) 37.5% ・用途 <ul style="list-style-type: none"> 博物館・美術館 55.6% <p>『中部日本新聞』</p>
昭和24年 [1949]		関係団体 名古屋市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋城再建後援会 <ul style="list-style-type: none"> ・天守は鉄筋で原型通り、内部は博物館とすることを含み名城再建の5か年計画提唱 ・猿面茶席の復元など、機運の醸成 ○ 塚本三市長 <ul style="list-style-type: none"> ・「ぜひ復旧したい。しかし今日まだその時期ではない。市民のわきあがる声もう少し大きくなる日を待ちたい」 (田淵寿郎 『或る土木技師の半自叙伝』 中部経済連合会 1962)
昭和25年 [1950]	文化財保護法 施行		

年月	事実関係	発言者	有識者等の発言						
昭和26年 [1951]	文化財保護審 議会により、 天守台石垣の 修復に補助金 交付	名古屋市長 (マスコミ報道)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定を機に、塚本三市長も天守の再建に向けて決意を固めたとの記事 ・鉄筋コンクリート、エレベーターを設置し、博物館に使用する計画。 <p>『中部日本新聞』3月9日</p>						
昭和28年1月 [1953.1]		名古屋市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小林橘川市長 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の税金で再建することには反対。私は天守閣はどうにも封建時代の遺物のような気がする。やるならば博物館式に拡充し立派な陳列場でも作ったらと考えている <p>『中部日本新聞』1月1日</p>						
昭和28年3月 [1953.3]		愛知県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 桑原幹根知事 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城の問題は、観光的な意味を持ちますし、また名古屋市にしましても、すでにさような見地から計画を進めておるのでございまして、もし名古屋市がその計画を実現する場においては、県といたしましても、これに協力を惜しむものではございません 						
昭和29年10月 [1954.10]		名古屋市長 (マスコミ報道)	<p>「お膳立はすでに整う 待つは市長の手腕」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小林市長は、市長当選の頃は時期尚早で片づけていたが、最近「市民のもりあがる意欲とともに再建を進めたい」と語るようになってきたと市長の姿勢の変化を報道 ・また市の集めている再建寄附以外に、イッコク会が寄金に積極的に乗り出していることを報じる。ただ、寄附だけでは資金が用意できないことも指摘し、米国に援助を求める声があることを紹介する。 <p>『名古屋タイムズ』10月7日</p>						
昭和29年5月 [1954.5]		関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋観光協会総会 <ul style="list-style-type: none"> ・「名古屋城再建決定」 						
昭和30年 [1955]		有識者 アンケート	<p>「名古屋城再建の是非」</p> <table border="0"> <tr> <td>中立</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>否</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>是</td> <td>60</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・中立意見としては、再建を否定しないが、なすべきことをなしてからで良いとする。 ・否の意見としては、時期尚早とする意見が多く、コンクリート造での再建は意味がないため、別の文化的なもの、生産的なものを造るべき等。 ・是とする意見は、時期としてはできるだけ早い方が良いとの意見が多く、資金の調達方法としては、市民・県民からの寄附が目立つが、国や県の補助金とする意見もある。再建された天守閣の使用方法としては、博物館施設等の文化的施設とし、観光的な役割を持たせるとの意見も目立つ。 <p>『那古野(名古屋商工会議所月報)』147号 1955</p>	中立	4	否	21	是	60
中立	4								
否	21								
是	60								

資料編 第3章 現天守閣の記録の保存と記憶の継承

年月	事実関係	発言者	有識者等の発言
昭和30年 [1955]		名古屋市長 有識者	<p>「名古屋城再建の是非に寄す」上記アンケートに対するコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小林橋川市長 <ul style="list-style-type: none"> ・今から三百五十年前の、あの時代には、名古屋城というものは、現実の必要があって築城されたのですが、今日では、モウ、その必要はなく、文化財としての意義をもつだけなので、当時のまゝを再現するというは、費用や、資材や労力などの点を考えても、到底不可能 ・しかし再建するという以上、昔のまゝの木組や、構造や、規模をもって再現しなければならない。幸い、その方面では築城建築の専門家である城戸久先生が、名古屋に居られるので、先生のご健在のあいだに、ご相談をかけて、何とかしたいものだとかんがえていました ・市民諸君の協力によって、二三千万円の資金を得たい。これを基礎として、市の財政の許す限り、建築費を生み出したい ○ 城戸久 <ul style="list-style-type: none"> ・大多数の人が現在その再現を欲求しているのは、名古屋の記念塔としての名古屋城であり、江戸時代の歴史を伝える建造物としての名古屋城天守閣ではなかった ・昭和の名古屋城である限り、現在の建築工法で建てても少しも差支えがないように思う。太平洋戦で消滅した歴史的記念塔を昭和の工法で再現するところに、むしろ、新たな記念性が加わるものと考えられ、その再現が永く後世に意義を持つてくるのではなからうか ・石垣の永久保存という面について見ても上部に雨覆となる何らかの建造物が必要 ・幸いのこされたこの襖絵こそは市民のものとして永久に後世に伝える責務が現在の市民の上にかゝっている ・襖絵の収蔵庫として、あるいは列品場として新たに現代的な意義を持たせることが出来る <p>『那古野（名古屋商工会議所月報）』 148号 1955</p>
昭和30年3月 [1955.3]		名古屋市	名城再建資金造成事業として「名古屋城の乗物フェアと花人形」を中日新聞と共催で実施。再建資金造成と銘打って行った初めての事業
昭和30年5月 [1955.5]		名古屋市長 (マスコミ報道)	最近小林市長以下首脳部も“市費を多く使わない”ことを原則として再建の方針を打ち出し、一方市議会側にもこれに協力的な動きが出てきたのでその再建も早急に具現化するものと見られている 『中部日本新聞』 5月27日
昭和30年7月 [1955.7]		関係団体	○ 名古屋商工会議所、名古屋観光協会 ・名古屋城再建促進のための調査機関設置の申し入れ
昭和30年か？		名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 田淵寿郎 <ul style="list-style-type: none"> ・設計はとくに、もと名古屋城の修理を手がけたり、古城の再建設設計経験深い城戸氏を嘱託として迎え、万事は市の建築局が当たることとなった ・設計に当たって、木造復元するか、それとも形だけは旧のままとし鉄筋にするかで議論がたたかわされたが、いまさら構造、保全上難点の多い木造よりも、原形通り鉄筋コンクリート構造とすることに意見が一致した (田淵寿郎 『或る土木技師の半自叙伝』 中部経済連合会 1962) <p>※正確に時期は特定できないが、田淵の記述から推測すると昭和30年の可能性が想定される</p>

年月	事実関係	発言者	有識者等の発言
昭和31年2月 [1956.2]		名古屋市 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋城再建準備委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・県、市、商工会議所の関係者及び学識経験者等20名で構成 ・愛知県：知事はじめ3名 ・名古屋市：市長はじめ4名 ・市議員：議長はじめ6名 ・商工会議所：会頭はじめ2名 ・学識経験者：2名（名古屋大学、名古屋工業大学学長） ・その他：3名（中日新聞会長、東海建設技術事務所長、市文化財調査保存委員会副委員長） <p>「準備委員会事務局では元名古屋市建築部長池部宗薫氏が設計全般を指導担当することとなり、専門の委員として城戸久博士、佐藤四郎氏から終始指導助言を受けて実施に至った」一円俊郎 「第五章 名古屋城の再建」『名古屋城史』名古屋市 1969</p>
昭和31年3月 [1956.3]		名古屋市 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋城再建準備委員会において審議された具体的方針の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・再建する建物は、天守・小天守・劔塀・正門・便所その他の付帯施設とする ・再建する建物の外観寸法は焼失前の通りとする ・天守・小天守は耐震耐火構造とする ・天守・小天守の内部一般は御殿障壁画等重要文化財または郷土の諸文化財の展示場または収蔵庫とし、建物の外形にこだわらず最近の設備様式とする ・再建の完成は昭和34年10月1日市制70年記念日をもつてすること 城戸久「名古屋城天守閣の復興について」 (日本建築学会『建築雑誌』)
昭和31年4月 [1956.4]		文化財保護 委員会(国)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財保護委員会 高橋誠一郎委員長 <ul style="list-style-type: none"> ・国際的観光施設としての名古屋城天守閣の復興は望ましいこと <p>第24回衆議院文教委員会</p>
昭和32年2月 [1957.2]	特別史蹟名古屋城現状変更申請	名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別史蹟名古屋城内に天守閣、小天守、劔塀等を新設する現状変更申請 ○ 現状変更を必要とする理由 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市民の最大の希望である天守の再建熱に応じてこれが実現を図り、名にし負う金鯱城の再現を期するものである、同時に歴史と伝統に立つ本市を象徴するものとして、形態はあくまで旧規を守り、戦災にかんがみて構造は耐震耐火の鉄骨鉄筋コンクリート造としたい。即ち外部は焼失前の原形通り、内部は用途の都合と構造の必要から適当に意匠し、本城の遺物、郷土の考古資料その他諸文化財の展示紹介の場所にあてたい
昭和32年4月 [1957.4]	特別史蹟名古屋城跡の現状変更（天守閣再建等）に対する許可	文化財保護 委員会(国)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可の条件 <ol style="list-style-type: none"> 1 大小天守台にあつては、その外壁の石垣をき損しないこと 2 解体した石垣は旧規にならって復旧すること 3 天守閣は史跡にふさわしくないものに使用しないこと 4 施工にあつては、愛知県教育委員会の指示を受けること

年月	事実関係	発言者	有識者等の発言
昭和32年6月 [1957.6]		名古屋市関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋城再建後援会を設立 <ul style="list-style-type: none"> ・旧城と寸分違わぬ外観に新時代の感覚を採り入れた名古屋城を再現すべく決意 ・大小の天守閣を鉄骨鉄筋コンクリート造とし、内部には名古屋城の遺宝、郷土文化財等の展示場を設ける外、中部日本の観光センターとしての使命を果たさせるよう種々の工夫をこらし ・実現の暁には愛知県における観光文化の中心となる ・愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所の三者相寄り各界のご協力を得て名古屋城再建運動に邁進 ・愛知県民をうって一丸として一大募金運動を展開し、その浄財により名古屋城のすみやかな再現の一助に資そう (「名古屋城再建後援会設立趣意書」 1957より) ○ 構成 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県、名古屋市、商工会議所を中核として結成 ・会 長：愛知県知事 ・副会長：名古屋市長、商工会議所会長、県農協中央会長、県市長会会長、県町村会会長 ・委 員：県会議員、副知事、県部長級職員、市議員、助役、市局長級職員、商工会議所議員、同幹部職員、県内市町村長・議長、県下各種団体代表者、各会社代表者、学識経験者など ・顧 問：県下選出衆参両院議員、県・市議長、名古屋大学学長、名古屋工業大学学長、その他学識経験者など ・参 与：国の在名出先機関の長、各報道機関代表者、県・市教育委員会委員長 ・監 事：県出納長、市収入役、商工会議所常議員 ・幹 事：県・市商工会議所の関係課長
昭和32年6月 [1957.6]	天守閣再建工事開始		
昭和32年6月 [1957.6]		名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋城再建資金計画「名古屋城再建後援会設立趣意書」 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城再建資金 総額 6 億円 ・愛知県補助金 1 億 5 千万円 ・寄 附 1 億円 ・名古屋市費 3 億 5 千万円
昭和32年7月 [1957.7]		愛知県知事 名古屋市長	<p>【対談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小林市長 <ul style="list-style-type: none"> ・こんど再建するのは大天守、小天守、大門などだが何から何まで全く昔の名城のようにするとべらぼうなお金がかかるのでネ。結局中身は鉄筋コンクリートで外観だけ昔なみというわけだ。 ○ 桑原知事 <ul style="list-style-type: none"> ・それでいいじゃないですか。新しい時代にふさわしいものでなくちゃ意味がない。だからその周りも公園として県民が遊べるような場所とし、お城はそのレクリエーション・エリアのセンターとしてふさわしいものにしたいと思いますね。 ○ 小林市長 <ul style="list-style-type: none"> ・俗っぽい話だがお城が再建されれば観光名古屋としての誘引力もグンとふえるからね。 ○ 桑原知事 <ul style="list-style-type: none"> ・幸いお城の再建は一般市民階層に強く支持されており、募金面でも零細ではあるがそちらの方面からの寄付が非常に多い。だからすくなくとも天守閣は拠金でいけたらと思っています。 『名古屋タイムズ』 7月1日
昭和34年10月 [1959.10]	現天守閣完成		
昭和35年8月 [1960.8]		名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋城再建工事費積算調査 <ul style="list-style-type: none"> 総 額 約 6 億 4 千万円 補助金 (国及び県) 1 億 1 百万円 寄 附 金 約 2 億円 名古屋市費 約 3 億 4 千万円

(2) 機運の高まりと再建資金

① 県民、市民、企業等からの寄附

天守再建の資金については、塚本三、小林橘川市長の、再建はあくまで市民の盛り上がる力によってなされるべきとの考えを踏まえ、県民、市民、企業等から寄附を募ることとされた。この寄附を募る動きの中心は、桑原愛知県知事を会長に、昭和 32 年 (1957) に結成された「名古屋城再建後援会」によって担われた。

当初の資金計画では再建費用 6 億円の内、1 億円分を寄附金 (大口 50,500 千円、業種別 30,000 千円、愛知県内の地域別 19,500 千円) とする計画であった。「地域別」は、主に「世帯」、「業種別」は、主に「業種別協賛会の構成員」、「大口」は、大口寄附の見込みがある有力企業等をそれぞれ対象として、働きかけを行った。

総額 6 億円とされた再建資金のうち、寄附金以外は、国及び県の補助金で 1 億 5 千万円、名古屋市費 (収益事業における収入による) で 3 億 5 千万円という資金計画であった。

表 (資) -3.2.1 資金計画における寄附金の内訳

種 別	区 分	目 標 金 額 (千円)	
地域別募金	名古屋市部会関係	14,883	計 19,500
	名古屋市以外の市の区域を単位とする社会関係	2,636	
	県事務所の管轄区域と単位とする部会関係	1,981	
業種別募金	商業部会、工業部会、農林水産部下位、衛生部会、土木建築部会、教育文化部会	30,000	
大口募金	1億円以上の資本金で県内に本社を有する会社81社	30,000	計 50,500
	10億円以上の資本金で、本社を県外に有し、支店、分工場、出張所等を有する会社147社	10,500	
	その他有力な会社59社	10,000	

一方、こうしたいわば公式の募金活動に先立って、民間における自主的な募金活動があった。そうした活動を担ったのは、観光や娯楽産業の関係者であった。新聞記事などから把握できた主なものを表に整理した。

表 (資) -3.2.2 民間における自発的な機運醸成・募金活動

年 月	内 容
昭和 28 年 3 月 [1953.3]	観光キャバレーにて、名城に捧げる「春のおどり」披露、来客に対して名古屋城再建の呼びかけ。寄付金 196,550 円。
昭和 28 年 3 月 [1953.3]	S キャバレー従業員が名古屋城再建のため 5,000 個の献金箱を作成し、名古屋市商店街連合会傘下の発展会に寄贈。
昭和 29 年 1 月 [1954.1]	名古屋を代表する商店である菊まんじゅう、再美屋、松下屋などが「名古屋城を一刻も早く再建しよう」という「いっこく会」を結成。 いっこく会の活動 昭和 30 年(1955)3 月 名古屋市中区内の各小学校へ「名城を再建しましょう」の合言葉入り雨傘を寄贈し、雨傘道中実施して盛り上げ。 昭和 31 年(1956) 7 月に中日スタジアムで映画スターとの対抗野球を行い、その利益金 15 万円を 9 月に寄贈する
昭和 30 年 3 月 [1955.3]	中部日本新聞と名古屋市が初の天守閣「再建資金造成」事業。「花人形と乗り物フェア」。
昭和 31 年 3 月 [1956.3]	中部日本新聞と名古屋市共催「おとぎの国博覧会」。上記の乗り物フェアと合わせて約 950 万円の「資金造成」
昭和 31 年 8 月 [1956.8]	御園座での八流舞踏公演の純益金約 27 万円寄贈

② 資金造成の推移

当時の名古屋市における行政文書及び新聞記事等の記録から、資金造成の推移を探る。募金額の総額の推移を下記(表(資)-3.2.2)にあげた。

昭和32年(1957)6月の後援会設立以前にも、1千万円を超える寄附がなされていたことは先に述べた通りである。募金期間は当初、昭和34(1959)9月30日までとされていたが、その後も寄附はやまず、昭和35年(1960)8月1日土木局調べの「再建工事費精算調書」における決算額によると、最終的な募金総額は2億円を超えた。

募金種別ごとの募金総額は明確にはなっていないが、昭和35年(1960)1月6日時点の「名古屋城再建資金状況」(『名古屋城再建募金関係綴』より)における内訳は、地域別募金87,823,648円(約45%)、業種別募金10,492,061円(約5%)、大口募金99,945,500円(約50%)であった。後援会が積極的に行った大口募金に加え、県民、市民等からの募金である地域別募金が大きな割合を占めている。

逆に、業種別募金は、当初の資金計画の目標値3千万を大きく下回る結果となっているが、それでもなお目標額2億円が達成できたのは、大口募金並びに地域別募金が想定を上回ったことによる。

表(資)-3.2.2 募金総額の推移

区 分		募金総額	出 典
昭和31年 [1956]	11月1日	10,968,401円	『名古屋タイムズ』
昭和33年 [1958]	4月5日	52,219,375円	『昭和32年起議事録綴(名古屋城再建後援会)』
	5月29日	65,624,157円	『昭和32年起議事録綴(名古屋城再建後援会)』
	6月20日	79,232,299円	「名古屋城再建全体計画及び年度別内訳」
	8月	91,600,197円	『昭和32年起議事録綴(名古屋城再建後援会)』
	8月6日	91,882,697円	『中部日本新聞』
昭和34年 [1959]	8月26日	101,092,407円	『名古屋タイムズ』
	7月7日	約172,330,000円	『名古屋タイムズ』
	8月31日	189,058,000円	『名古屋城史』
昭和35年 [1960]	12月24日	198,106,773円	『昭和32年10月起議事録綴(名古屋城再建後援会)』
	1月6日	198,261,209円	『名古屋城再建募金関係綴』 種別毎募金額 地域別 87,823,648円(約45%) 業種別 10,492,061円(約5%) 大口 99,945,500円(約50%)
	8月1日	203,726,541円	「(土木局)再建工事費精算調書」

表(資)-3.2.3 再建資金財源内訳

財 源	金 額	
寄付金	大口	約1億円
	業種別	約0.1億円
	地域別	約0.9億円
補助金(国及び県)	約1.01億円	
市費	約3.4億円	

(3) 昭和34年の再建天守閣の目的

名古屋城の天守閣は昭和20年9月、戦後すぐから再建が話題になっている。実現するのはかなり時間が経過してからではあるが、何故それほど熱心に求められたのか、ここでは、天守閣復元の目的に着目して整理する。あわせて、復元された天守閣が実際に果たした役割についてもまとめる。

① 名古屋のシンボルとしての天守閣

名古屋城の天守閣が、名古屋を象徴するものであるという意識は明治時代から見られるようである。明治36年(1903)の第5回内国勸業博覧会、明治40年(1907)の東京勸業博覧会、明治43年(1910)名古屋で開催した第十回関西府県連合共進会などのたびに、名古屋を象徴するものとして名古屋城天守の模造が造られている(藤尾直史「天守の復元とその周辺-東京と大阪-」『復元思想の社会史』建築資料研究社2006、木下直之『私の城下町』2007)。名古屋に限らず、城郭の天守を、地域の歴史を示すモニュメントとみる意識はあったであろうが、名古屋ではことに顕著であったようである。

昭和22年(1947)11月5日に、名古屋商工会議所および名古屋観光協会より市長あてに提出された陳情書には、名古屋城を取り去ることは市民から文化を取り去ることと同じであると述べられ、早期に復旧計画を立案するよう求めている。ここには、名古屋城の天守が市民にとって名古屋を象徴する建物であり、速やかに復旧してほしいという願いが端的に表れている。

また、計画が進み、昭和31年(1956)に設置された名古屋城再建準備委員会で示された企画案には、「観光施設として煙霧のかなたみどりの瓦の上に金色燦然と聳える天守閣その他を復元し、同時に歴史と伝統に立つ本市を象徴するモニュメントたる使命と役割を果たさしめん」とあり、名古屋市の歴史と伝統のシンボルとして天守閣が位置づけられている。

城戸久は、大多数の人が現在その再現を欲求しているのは、名古屋の記念塔としての名古屋城であり、江戸時代の歴史を伝える建造物としての名古屋城天守閣ではなかった(『那古野』147号、1955)と述べている。そして、「昭和の名古屋城である限り、現在の建築工法で建てても少しも差支えがないように思う。太平洋戦で消滅した歴史的記念塔を昭和の工法で再現するところに、むしろ、新たな記念性が加わるものと考えられ、その再現が永く後世に意義を持つてくるのではなかろうか。」と述べる。

この城戸の発言に見るように、名古屋城天守閣には戦後復興にあたり、昭和の名古屋のシンボルとしての役割が求められていたことは確かであろう。江戸時代に名古屋城が築城されるとともに城下町が形成され、現在の町の基盤が築かれた名古屋にとって、遠くからでも見上げることができる高層の天守閣を、市の歴史と伝統のシンボルとする言説は受け入れられやすかったと考えることができるだろう。

とはいうものの、小林市長が「私は天守閣は如何にも封建時代の遺物のような気がする」と述べているように(『中部日本新聞』昭和28年1月1日)、天守閣は封建遺風を象徴するものであり、敗戦を経て民主化されつつある社会にはそぐわないとする見解もあった。復興された天守閣が、戦後という時代を象徴するためには、戦後社会の価値観に即して利用される必要があったと思われる。

② 博物館としての天守閣

明治4年に開催された会津若松城の博覧会や、明治6年の松本城での博覧会の開催などから、城郭と博覧会の関係の深さも指摘されているほか(前掲[藤尾直史2006])、名古屋城が種々の面でモデルとしたと思われる大阪城の内部が博物館であったこともあり、名古屋城の復興天守閣を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建するという前提に立った時、内部を展覧会場とするという考えは生じやすいものであった。

さらに名古屋城では、戦災で焼失を免れた旧本丸御殿障壁面をいかに保存し、活用していくかという大きな課題があった。城戸久は「幸い残されたこの襖絵(旧本丸御殿障壁面)こそは市民のものとして永久に後世に伝える責務が現在の市民の上にかかっているのである。若し名古屋城が再現されるならば、この襖絵の収蔵庫として、或いは列品場として新に現代的な意義を持たせることができるわけである」(『那古野(名古屋商工会議所月報)』147号「名古屋城再建の是非に寄す」、1955)と述べ、天守閣を障壁面などの収蔵・展示施設として利用するという考えも示している。

城戸がなぜ内部を博物館とする考えを持ったのかについては資料が残されていないが、城戸は当初から天守を木造によって「復元」することよりも鉄骨鉄筋コンクリート造によって内部を博物館として利用することを重視している。戦後すぐの「総合科学館式」から、「戦災で焼失を免れた旧本丸御殿障壁画」の「収蔵庫」「列品場」へと変化はあるが、再建した天守閣の内部を博物館として活用するという考えは一貫していた。

市民、有識者の間で、文化的な施設を求める意見は博物館に限らず、社会教育施設なども想定されており、まずはこうした施設を整備すべきという意見が多かった。「封建制的な置物としてではなく文化的な新しい形のものとしての再建に賛成だ（日本交通公社名支店長）」、「尾張名古屋は城でもつといわれるが、いまさらくだらないことだ。コンクリートで再建したところで、歴史のない模造は見られたものではない。それよりも名古屋にかけている芸術的ニュアンスを満たすために城跡を中心に公園化緑地を計画し、美術館を建てたい（東京都建設局長）」（『名古屋タイムズ』昭和26年1月5日「名城再建に異議ありや」という意見は、敗戦後、文化的なものとして、社会教育の施設が求められた時代背景を色濃く反映している。

小林市長の前掲の「封建時代の遺物」発言は、こうした背景を端的に物語る。最終的に、昭和31年の名古屋城再建準備委員会では、名古屋市の構想として「歴史博物館などとして展示設備を整えたい」との説明がなされている。

前項で述べたように、天守閣再建にあたっては市民のシンボルとしての役割が期待された。一方で「封建制の遺物」とも考えられた天守を、市民のシンボルとしていく上では、天守閣の内部は敗戦後の新しい時代にふさわしい「文化的な」施設である必要があったということもできるだろう。

③ 観光資源としての天守閣

現天守閣は、再建当初から名古屋観光の中心的施設として意識されていた。昭和31年(1956)の、第24回国会衆議院文教委員会において、当時の文化財保護委員会委員長の高橋誠一郎は、名古屋城天守閣の復興に関して、「国際的観光資源としての名古屋城天守閣の復興はのぞましいこと」と述べている。そして、観光資源としては、「(昔の)城は外部の雄大さに比べ内部のスペースは極めて少ないもので、昔の形を再現したお城だけでの活用法ではとても駄目」（『名古屋タイムズ』昭和30年9月1日）、「新しい時代にふさわしいものでなくちゃ意味がない。周りも公園にして県民が遊べるような場所とし、お城はそのレクリエーション・エリアのセンターとしてふさわしいものにしたい」（『名古屋タイムズ』昭和32年7月1日）と桑原愛知県知事が述べるように、歴史的な建造物をそのままの姿で見てもらうよりは、観光施設を構成する要素の一つと位置付けられた。

④ 史跡の整備

天守台の石垣に対しては、昭和27年(1952)から31年(1956)まで史跡としての修理が行なわれている。天守再建の目的に関連して、城戸久は石垣を保存するための方策として、「上部に建築物の築造がその最良の方法である」とも述べ、天守閣の再建は、石垣の保存のためとの説明もなされており、保存の対象として認識されていた（前掲城戸久「名古屋城再建の是非に寄す」）。

一方で、石垣の上に再建される天守については、往時の材料・工法を踏襲することよりも、鉄骨鉄筋コンクリート造を採用して耐震・耐火性能の確保が優先された。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造は、鉄筋コンクリート造に比べ、建物の重量が軽くなるため、天守台石垣に対する配慮の結果でもあった。

また、当時は歴史的建造物等の「復元」についての共通理解もなく、小林橋川名古屋市長が昭和30年(1955)に名古屋商工会議所月報に名古屋城に関して「文化財としての意義をもつだけなのでから、当時のままを再現するということは…とうてい不可能」と寄稿したような認識が一般的であったものと思われる。

天守の復元に関しては、事業費の面からも文化財として遺構を適切に保存する措置というよりも、観

光を意識した施策に位置付けられていたことが裏付けられる。

石垣が文化財保護のための補助金が交付されたのに対し、天守の復元にあたっては観光振興を目的とした補助金を得ることが想定されていた。新聞報道によれば、事業着手当初より運輸・文部・厚生・建設等の省庁横断の「観光審議会」で審査される国庫補助金の獲得を目指していた。（『中部日本新聞』昭和30年12月17日）。

『中部日本新聞』昭和31年(1956)7月28日には、文化財保護委員会(委員長 高橋誠一郎)が、明年度の予算要求方針を決定したという記事が掲載されている。この記事によると、名古屋城の再建が3ヶ年計画(総工費2億5千万円)で取り上げられたが、鉄筋では厳密な意味では文化財の復元と言えない面があるので従来の予算の対象とならなかったこと、今度の新規整備計画で観光面が重視され、予算の枠に滑り込んだことが報じられている。

天守の復元に石垣を保全する意図があったとはいえ、施工に際して天守の礎石を取り外したり、礎石の下層遺構を取り除いたり（『名古屋タイムズ』）、結果として地下遺構に甚大な影響を及ぼした。

(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造天守閣の建設

前述のとおり、天守閣の再建にあたっては、木造復元するか、鉄筋コンクリート造にするかをめぐって議論があり、結果として、構造上・保安上難点の多い木造よりも、原形どおり鉄筋コンクリート造とすることとなった。

ここでは、当時の古建築に対する研究状況や鉄骨鉄筋コンクリート造に対する認識などを手掛かりに、「原形どおり鉄骨鉄筋コンクリート造」で復元された背景を、主に建築史の文脈から整理する。

① 再建の前提としての建築史研究

かつて存在した天守を再建し、市民のシンボルとしての役割を持たせる上では、外観はかつての姿に忠実であることが望ましく、また、多くの記録が残る名古屋城天守の再建にあたっては、外観を忠実に復元することが可能であり、その点では全く意見の相違はなかった。

現天守閣が、外観のみではあるが史実に忠実に復元されたのに際しては、昭和実測図と呼ばれる図面の存在が大きな役割を果たした。この図面は、名古屋高等工業学校の土屋純一の提唱を大きな原動力として、昭和7年(1932)から調査が始められ18年(1943)まで調査、昭和27年(1952)にようやく完成したものである。昭和初期にこうした城郭の実測図が作成された背景には、古建築に対する実証的研究の深化と、研究対象の広がりがあった。古建築の実測図の作成は、明治26年(1893)に伊東忠太が行った法隆寺実測調査を嚆矢とする。そして、明治30年(1897)の古社寺保存法の制定前後から、内務技師として古建築の保存修理を指揮した伊東や関野貞の下で特別保護建造物の実測図が作成されるようになった(清水重敦『建築保存概念の生成史』中央公論美術出版、2013年。第6章「日本建築と実測図」)。土屋も東京帝国大学大学院在籍中から、関野貞のもと、奈良県で法隆寺の修理などに携わっている。また、安土城の復元的研究など、城郭の建築史的研究を進めており、名古屋城の精巧な実測図の作成を土屋が推進したのは、こうした来歴が背景にあったことが推測される。

さらに、昭和初期に「建築史研究会」に集った大岡實、足立康、福山敏男などは、建築遺構に加え、歴史学における科学的研究の進展に基づいた文献資料調査、考古学の発展に伴う遺跡調査などの成果を総合する実証主義的な研究を進めた。たとえば、福山敏男は、伊勢神宮・石山寺などの文献に基づいた研究を行い、太田博太郎は中世伽藍の研究を進めた。大岡をはじめこの時期の建築史研究者の多くは、伊東や関野、土屋と同様に、奈良県等で古建築の修復にも従事し、実測図作成に携わった。彼らは、昭和初期からの建築史研究の成果を反映し、創建当時の意匠を当初の技術で再現する修復方法を採るよう主張し、研究成果を修理方法に反映させていった(青柳憲昌「国宝保存法時代の建造物修理に示された保存の概念」『日本建築学会計画系論文集』第620号 2007、同「大岡實の『復元』建築」『日本建築学会計画系論文集』第78巻第692号 2013)。

また、古建築の研究は、従来の古社寺に加えて城郭や民家等もその対象に入れるようになっていき、こうした研究の進展も踏まえて昭和4年（1929）国宝保存法が施行され、保護の対象が従来の古社寺保存法に基づく寺院・神社以外の、城郭・住宅などの建造物にも広げられた。

藤岡通夫、城戸久は、城郭建築の実証的研究に取り組み、それらの研究成果を踏まえて、後に各地で復興天守を設計することになる。名古屋城現天守閣の設計を指導した城戸は、土屋純一の指導の下、安土城の復元的研究から研究をはじめ、犬山城、彦根城、丸岡城などの実測図作成を行った。藤岡通夫も、城郭の研究を行う中で、天守の現存遺構は数が少ないため、廃滅した天守について資料を集めて、遺構の不足を補う研究を行った。建築史研究における第二世代にあたる研究者による実証的な成果が、戦後復興天守が造営される際の基礎となった。城戸久は名古屋城天守閣のほか、大垣城や浜松城の鉄筋コンクリート造の天守閣の設計を行い、藤岡通夫は和歌山城や熊本城の設計を行っている。大岡も松前城や高島城の復元設計を行っている。名古屋城天守閣再建時点では、古建築の修復や復元にあたっては、外観の再現を目指すことが重視されており、必ずしも創建当時の材料を使用することが必須であるとは認識されていなかったと考えられる。

② 鉄骨鉄筋コンクリート造採用の背景

前項で整理したように、現天守閣が昭和の名古屋のシンボルを目指すこと、内部を博物館として利用し、観光の中心として活用していくという目的からすると、鉄骨鉄筋コンクリート造によって外観を資料に忠実に復元するという方針は極めて合理的な判断であった。

その一方で田淵が述べたように、木造復元するうえでは様々な制約があったことも確かである。ここでは、鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された背景を、戦後の復興期という時代背景による制約、建築基準法をはじめとする各種の制度による制約という観点から整理する。

ア 戦後の資材の不足

戦後すぐに城戸が指摘したように、「木造の城をそのまま再建することは資材の関係でできない相談」という認識は一般的なものであったと思われる。例えば、昭和30年（1955）発行の『那古野』147号には、小林市長の「当時のままを再現するということは、費用や、資材や、労力などの点を考えても、とうてい不可能であることは申すまでもありません」との意見が示されている。戦後間もない時期に木造で天守を復元することは、材料の確保が困難であるという認識があった。

イ 都市の不燃化

時代背景として都市の不燃化という流れがあったことも想定される。木造建築物が主体であった昭和初期の市街地では、太平洋戦争中の空襲に際し、火災の延焼によって被害が拡大し、市街地の焼失面積は極めて大きなものとなった。名古屋市では全市域約16,000haのうち、約25%にあたる3,850haが灰燼に帰し、特に東、中、栄（昭和20年（1945）11月に中区に合併）、熱田の各区はその区域の50%～60%が焼失したといわれている。

戦後、被災都市では復興都市計画が定められ、復興土地区画整理事業による都市基盤の再建が開始されたが、市街地の再建に当たっては、都市の不燃化が重要な課題とされた。

名古屋市においてもこの法律に基づき、昭和27年（1952）12月には「耐火建築促進条例」を公布施行し、耐火建築の助成を進めた。木造から耐火造への移行は、名古屋市における市営住宅の建設戸数の推移に顕著に表れている（『住宅事業の概要 昭和三十二年四月 名古屋市住宅部』）。名古屋市初の耐火共同市営住宅が昭和24年に建設されると、昭和31年（1956）には木造609戸に対し耐火造930戸と木造と耐火造の戸数は逆転した。

名古屋城再建の機運が高まった昭和20年代は、戦後復興の中で、木造建築主体の住宅が不燃化建築へと移行していく過程だったといえる。

ウ 関東大震災でのコンクリート造に対する信頼

戦前から耐火構造物がなかったわけではない。明治初頭より、耐火性を備えた構造としてレンガ造が普及していたが、明治24年（1891）の濃尾地震、更に、大正12年（1923）の関東大震災において壊滅的な被害を受け、耐震性という課題が露呈し、レンガ造建造物の件数は減少していく。

これに対し、明治中期に日本の建築界に紹介され始めた鉄筋コンクリート造が注目され始める。特にこの評価を高めたのが関東大震災の被災状況である。

関東大震災では、鉄筋コンクリート造建物は小破2割強、大破1割強、という耐震・耐火性が明らかとなり、より一層評価を高めていった。この大震災での被害調査は、鉄筋コンクリート造の規定の標準化につながる大きな契機となり、内藤多伸が日本興業銀行で適用した鉄骨を鉄筋コンクリートで巻き、さらに柱と梁の要所に耐震壁を入れるという補強法は、安全性と経済性の観点から、その後の耐震補強方法の基礎となり、現在に至っている。

震災での被害は、地震による倒壊と火災による焼失があり、東京市における焼失面積は市域の44%にも及んだ。関東大震災からの復興にあたっては、より耐震的、耐火的な建築構造をめざし、復興事業は鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造によって推し進められた。

大正末年から昭和初年にかけては、東京に限らず、各地に鉄骨鉄筋コンクリート造の優れた建築が竣工した。大阪で昭和6年（1931）に竣工した綿業会館はそうした建造物の一つといえる。綿業会館は、渡辺節が設計し、村野藤吾も参画したとされる。鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建地下1階建で、ルネッサンス風の外観を基調とした、折衷様式を代表する建築として評価され、重要文化財に指定されている。

名古屋では、西洋的な意匠に日本の伝統建築を取り入れ、「日本趣味」を表現した大規模庁舎である、愛知県庁舎と名古屋市庁舎が昭和初期に鉄骨鉄筋コンクリート造で建てられている。このうち、愛知県庁舎は「国民精神の表徴の華である城郭 建築に暗示を得た」と設計案の審査にも参画した土屋純一が評価するものとなっている（瀬口哲夫『官庁建築家・愛知県営繕課の人々』C&D出版、2006）。

このように鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建造物はオフィスビルや官公庁、集合住宅等の高層建築に採用された。

エ 日本伝統建築での鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造の採用

鉄筋コンクリート造は耐震性や耐火性だけでなく、造形の自由度でも建築家の関心を惹き、オフィスビルや集合住宅のみならず、日本の伝統建築にも応用されるようになった。例えば、大正4年（1915）に建てられた大谷派本願寺函館別院（重要文化財）は、鉄筋コンクリート造の寺院で垂木にプレキャストコンクリートを使用するなど最新の手法を取り入れる一方で、平面計画は伝統的な本願寺本堂の形式を踏襲した。伝統の形を鉄筋コンクリートで作るという手法は、歌舞伎座、明治神宮宝物殿でも取り入れられている。

昭和9年（1934）に伊東忠太の設計により建てられた築地本願寺（重要文化財）は、耐震耐火のため鉄筋コンクリート造を採用し、独特の外観をとりながら伝統的な真宗本堂の形式も踏襲し、多機能を合理的にまとめ、新たな寺院建築の有り様を示したと評価されている

オ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造による城郭の再建

日本の伝統建築の一種である、城郭の再建については洲本城が鉄筋コンクリート造の最初の例である。ただし、洲本城では「城形の休憩所」を天守台跡に造ろうというコンセプトであったため（野中勝利「戦国期城郭の城址に建設された模擬天守閣の建設経緯と意義—戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究その1—」（『日本建築学会計画系論文集』第75巻第650号、2010）、「復元」という意図は希薄であった。

これに対して、昭和天皇の大礼記念として鉄筋コンクリートで建てられた大坂城は、建築史研究の成果を生かして外観を復原することを意図し、武田五一、片岡安、天沼俊一といった建築家が参画し、「大坂夏の陣図屏風」などを参照している。天守閣内部については、「郷土史料の展覧場」（古川重春『錦城復興期』1931）として博物館機能を持たせた。

名古屋城再建にあたっては、その基礎構造や用途の検討において大坂城再建が参考にされているが、復興大坂城建設にあたった古川重春は、天守閣のような永久的を持つ記念建築は、将来にわたり長くその地にそびえるように、耐火性、耐震性を兼ね備え、かつ経済的な鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されるであろうとの見通しを示している（古川『錦城復興記』1931）。

また、藤岡洋保によると、大正時代の文献では、鉄筋コンクリート造と木造との類似性を主張しつつ、スパンなどの点で鉄筋コンクリートの方が優れているとする記述が散見されるといい、鉄筋コンクリート造導入期には、耐久性があることが特徴とされており、半永久的に保つ構造であるという認識がしばしばみられるという（藤岡洋保「日本の建築家が鉄筋コンクリート造に見た可能性一形と技術のインターアクション」鈴木博之ほか編『シリーズ都市・建築・歴史 9材料・生産の近代』東京大学出版会 2005）。

鉄筋コンクリートは木造との類似性があり、耐震・耐火性能で木造の欠点を補う材料として認識されていたといえる。昭和初期の段階でもそうした認識が建築家の間に共有されていたことが窺われ、例えば、大岡実は、法隆寺修理に携わっていた際に法隆寺金堂壁画が焼損した経験もあって、自身が携わった古建築の復元にあたっては不燃性である鉄筋コンクリート造を採用して、創建当初の造形を再現することに努めた（青柳前掲「大岡實の「復元」建築」）。まさに、名古屋城の天守閣の復元で採用された手法と同じ方法が、同時代に行われた他の古建築の復元にも採用されていたのである。

なお、コンクリートは、昭和35年度建築学会大会特集の「主題・鉄筋コンクリート造建物の耐久性」の中で、「一般に大蔵省々令によらなくても、鉄筋コンクリート造は半永久的であると考えている場合が多い」と記されているように、昭和28年（1953）のJASS5において中性化の記載があるものの、当時の一般的な認識としては「半永久的」に使用できる「理想的建築材料」であったという指摘もあり、「鉄筋コンクリートが半永久的に保つ」という認識は、戦後しばらくも共有されていたと思われる。名古屋城においても、鉄骨鉄筋コンクリート造が志向されたのには、二度と焼失することのないようにという願いも込められていたのである。

③ 建築基準法施行と適用除外の可能性

都市の不燃化への移行など耐震耐火構造への需要が高まる中で、木造建築物には法令上の制限が課されることとなった。昭和25年（1950）に施行された建築基準法は、第21条第1項において「高さ13m、軒の高さ9m又は延べ面積3,000㎡をこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く）を木造としてはならない」と定めており、高さ約36m、延べ床面積約5,500㎡と大幅に基準を超えている名古屋城天守は、木造による復元は法律上認められないことになる。

現在では同法第3条に「適用の除外」が定められており、文化財保護法等で指定されていた建造物の復元は、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原型の再現がやむを得ないと認められた場合には建築基準法の適用が除外される。ここでは名古屋城天守のように、国が指定する文化財であったものの原形を復元する建築物に建築基準法の適用除外が規定されるまでの変遷をたどる。

昭和25年（1950）に施行された当初の建築基準法第3条は、「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、国宝保存法（昭和4年法律第17号）、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号）又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の適用を受ける建築物を建築し、修繕し、又は模様替えする場合には、適用しない。」と定められている。

つまり、現に指定されている建築物については、建築基準法の適用が除外されることのみが定められており、復元建造物については規定がない。復元建造物に対する適用除外が規定されるのは、昭和34年

（1959）12月の改正で「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって国宝、重要文化財、重要民俗資料（注：昭和29年7月1日改正により追記）、特別史蹟名勝天然記念物若しくは史蹟名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物及びこれらの建築物であったものの原形を再現する建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないとみとめられたものについては、適用しない。」との規定が加えられたことによる。

この改正にあたって、昭和34年（1959）2月26日に行われた参議院建設委員会における当時の政府委員（建設省住宅局長）が「第三条、これは適用の除外に関する規定でございますが、この改正につきましては、災害等で滅失しました国宝、重要文化財等を再建致します場合にも、本法の適用を除外できるように改めたものであります。」と改正経緯を説明しており、同年3月4日に行われた衆議院建設委員会においても同様の説明がなされた。また、昭和34年（1959）法改正時の「建築基準法解説（社団法人日本建築士会連合会）」においても、「最近これらの（国宝、重要文化財、重要民俗資料、特別史蹟名勝天然記念物又は史蹟名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物及び重要美術品等として認定された）建築物が滅失した場合に、その原形を再現しようとする要望が強くなり、国民感情からしてやむを得ない面もあるので、これらの建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て、その原形の再現がやむを得ないと認められたものについてもこれらの規定は適用しないこととされた。」つまり、重要文化財等に指定された建築物の復元に対応するための法改正であった。

なお、昭和32年（1957）（名古屋城天守閣着工時）当時の建築基準法運用に関する国土交通省の見解は、「法文や改正経緯からは昭和34年の改正までは法第3条の適用はできなかったものと推測できるが、当時の法令の取扱い等に関する資料がみつからないため、正確にはわからない。」というものであった。

よって、推論の域を出ないところも残るが、昭和34年（1959）の法改正までは、災害等で焼失した旧国宝等に指定された建築物の復元に対して建築基準法の適用除外はなされなかったものと考えられ、昭和32年（1957）の再建開始当時は木造での復元は建築基準法上不可能だったという可能性が高い。

④ 現天守閣の建築物としての特徴

現天守閣の設計過程を当時の記録をたどりながら記述し、建築物としての特徴を明らかにする。

ア 名古屋城再建準備委員会

前述した名古屋城再建準備委員会は、昭和31年2月14日、会長は小林橘川名古屋市長とし、県、市、商工会議所の関係者及び学識経験者等20名の委員にて発足した。専門委員として城戸久教授、佐藤四郎氏からの指導助言を受け、準備委員会事務局は元名古屋市建築部長池部宗薫氏が設計全般を担当した。

2月16日に第1回が開催され、「鉄筋コンクリート造りだが実測図350枚があるので昔の姿と寸分と違わない外観に復元し、1階から4階までは博物館、5階は展望台にし、シャチは金箔にする」という意見がまとめられた。

（『中部日本新聞』昭和31年2月14日付夕刊、同16日、『名古屋タイムズ』2月17日付）

また、基礎工事の方針を定めるため、2月20日から3月末まで東京大学生産技術研究所岡本教授、三木教授の指導の下に、両天守閣跡および西北側空壕にて14か所のボーリング調査を実施し精密な地質調査が進められた（『中部日本新聞』昭和31年2月21日）。

3月30日の委員会で設計内容を本格的に検討され、最上階を展望台、地階を機械室、他は陳列場とすること、エレベーターの設置、鉄筋コンクリート造といった方針が決定された。また、石垣に荷重をかけないための基礎構造の検討の必要性が検討されている。

・再建名城は観光面を中心に利用、一階から四階までは陳列場、五階は展望台、地下一階は各

種の機械室および保存室とする。陳列場は障壁画三百四十七面などお城にふさわしい古代美術品を中心にして各種の芸術品、参考資料を展示するが、一、二ヵ月ごとに内容をかえ参観者の便に供する。外観は昔のままにするため窓が小さく内部が暗いから換気装置、内部照明などを考慮せねばならず、それらの機械室を地下に置く。

- ・建築方法としては鉄筋コンクリート造り、耐火、耐震とするが外観は昔のままとする。陳列場の内部は最新式工法を採用、展望台は内部を木造にし、昔の面影をとどめるが、陳列場同様にするかを再考する。換気、電気設備のほか水道設備、エレベーターなどを設ける。とくにボーリングの結果、旧天主閣跡から七、八十尺にわたって支柱百本ぐらいをたて基礎を堅固に石ガキに重量をかけないよう工夫する。しかし地質調査の最終結論が四月末にはでる予定だから、その結果によりさらに支柱の工法も研究し、できるだけ支柱が少なくてすむようにする。
- ・資金は基礎工事などをどうするかが確定しないとはっきりしないが、できれば天守閣、小天守、表御門をつくる資金募集に全力をあげ、三十四、五年ごろ再建できるよう努める。
(『中部日本新聞』昭和31年3月28日)

イ 名古屋城再建企画案

こうして、名古屋城再建企画案が策定された。「案」は後筆で抹消、いくつかの資料に綴られており、書き込みも多数あり、後々まで加筆修正がなされていた。その内容は以下の通りである。

1. 再建したい建物の名称 (1) 天守閣 (2) 小天守閣 (3) 正門 (4) 劔堀 (5) 便所その他の附帯施設
2. 具体的説明 (1) 天守閣 イ 外形 もとの天守閣実測図面の通りとし、旧態と寸分違はぬものとする。 ロ 主体の構造 地下一階、地上五階建、延約1.644坪 鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震耐火建築とするが、出来得る限り軽量構造とし、この荷 重が在来の石垣にかゝらないようにする。 ハ 基礎の構造 在来の地盤は極めて耐力が弱く、信頼できる地盤は、非常に深いので（地階地盤から約 24米）この深さまで、柱下ごとに井戸型の地業を掘りこれにコンクリート（鉄筋入り）を打ち込んで建物の荷重を支えさせる。その上に鉄筋コンクリートの基礎盤を設け、更に鉄骨造りの強大な繋ぎ梁を井桁状に建物底面の全体に亘り組む。 ニ 外部仕上 屋根は銅版葺、一部本瓦葺として、在来の形状そのまゝを再現するようにし、鯨は雌雄ともその大きさ及び金板の金純度を旧と全く同じものとするので、焼失前と変らぬ輝きを碧空に放つことゝなる、その他の部分については、材料及び工法に特別の研究をなし仕上の下地及び仕上面については十分な耐力を有し、且つもとの色彩、感触を有する ようにする。 ホ 内部造作及び仕上 五階の展望室と地階とは、もとの感じそのまゝを再現するよう努めるがその他の内部は名古屋城の遺物、郷土の考古的資料等の展示場としての目的の達成に重点をおき、最新の設計をする。 ヘ 附帯装置 昇降設備、換気設備、内外の照明設備、火災予防、避雷設備等最新の設備をする。

ト 各界の坪数及び有効面積

	地階	一階	二階	三階	三階廻廊	四階	四階廻廊	五階	屋階	計
床坪数	196.44	382.01	398.71	271.46	104.70	145.05	51.82	701.2	22.78	1,643.09

(2) 小天守閣

イ 外形

実測図により、もとの小天守閣の通りとする。地下一階、地上三階、延約408坪

ロ 主体の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造耐震耐火建築とする。基礎の構造、外部仕上、内部造作並びに附帯装置は天守閣に準ずる。その他寄り付(通路)としての施設及び名古屋城紹介に関する設備、便所、湯沸し等の設備を設ける。

ハ 各階の坪数

	地階	一階	二階	三階	計
床坪数	54.07	146.05	146.05	61.51	407.68

(3) 正門

イ 骨組

正門の骨組は、もとの通り木造とし、外形（下層の見え懸り部分を含む）は原形の通り再現する。

ロ 各階の坪数

	一階	二階	計
床坪数(約)	20	70	90

(4) 劔堀

天守閣と小天守閣との通路の両側にある堀であって延長27間、鉄筋コンクリート造とする

(5) 便所その他の附帯施設

もとの諸建築の再現に支障を来さないよう、その位置、外形及び構造を考慮し、外人観光客(特に婦人)の利用し得るものを併置するが、すべて清潔近代的な施設とする。

(6) 再建に要する経費(概算)約6億円

ウ 調査と設計の動き

市政資料館所蔵の『昭和31年2月 名城再建関係綴』に綴られた「名城再建計画経過」(鉛筆書き、タイプ打ちといくつかの段階の資料があるがここではタイプ印刷による)により経過を追ってみる。なおこの資料は書き込みによれば昭和32年頃に作製された模様である(一部改変)。

名古屋城再建準備委員会のもと、名古屋市事務局が当時の各所の専門家の協力のもと、天守閣再建を成し遂げた一大プロジェクトであったことがうかがい知ることが出来る。

表(資)-3.4.1 名城再建計画経過

年 月	内 容
昭和30年 [1955]	9月 大阪城再建その他参考資料を集覧し計画に着手
昭和31年 [1956]	2月6日 東大生産技術研究所岡本教授 三木助教授の指導の下に天守、小天守閣跡、堀等14ヶ所の地質調査に着手
	2月16日 各界の代表者による名城再建準備委員会役員を決定、会長小林市長の下にその第1回準備委員会を開催、各委員より意見を聞く
	3月30日 第2回名城再建準備委員会役員を開催し、名古屋城の建築計画の原案を決定した
	4月16日 名城再建準備委員会事務局職員として、前建築部長池部宗薫氏を任命
	7月 ポーリングによる地質調査完了、報告書を提出 土質、組成の概要は判明、基礎地盤の設定とその耐力を決定するには問題と検討を残す
	8月20日 同上職員として山田孝男氏を任命
	8月 建設省建築研究所、東京大学工学部建築学科教室、文部省文化財保護委員会の協力により基本的調査をほぼ完了
	9月15日 同上職員として元文部省文化財保護委員会事務局建造物課(当時大阪城修理現場主任)市川清作技官を任命 以来建築部から職員2名の応援を得て再建に関する諸調査研究及び設計に着手 ・天守再建は大阪城、大阪市役所へ、 ・金鯱は大阪市造幣局 ・現状変更許可申請、補助金申請は文化財保護委員会 ・構造(基礎設計、調査)は東京大学工学部 ・設備(防災設計)は国立博物館、正倉院、根津美術館など ・基礎地盤決定は建設省建築技術研究所 竹山博士 ・基礎構造指導は東京大学工学部教授 九州大学名誉教授
	11月 準備委員会にて基本計画が説明される
	12月 設備について設計に着手
	12月 重要文化財として指定されている障壁画、収蔵庫、国庫補助申請及び障壁画展示方法等について文部省当局と打ち合わせる一方、東大武藤教授に天守閣基礎構造について指示を受ける
	昭和32年 [1957]
1月 大阪造幣局に対し金鯱一対分の委託加工依頼の照会文発送	
2月9日 名古屋城再建に伴う史跡現状変更申請書を文部省へ提出	
2月12日 大阪造幣局より金鯱一対分の委託加工依頼の件につき承諾の旨回答	
2月末日 基礎工事に着手するための試験掘工事を近く着工する予定であり、又名古屋城天守閣模型1/50作成の予定である	
3月17日 基礎地耐力調査契約を締結、直ちに試験掘に着手	
4月末日 天守、小天守閣構造基礎の方法について詳細なる現地指導を受ける	
4月 基本設計を東京大学武藤氏に依頼	
5月 基本設計を九州大学名誉教授吉田氏に依頼	
5月 設計図完成、仕様書その他設計書一切の整備を完了	
6月5日 競争入札により間組落札	
6月11日 再建準備委員会発展的解消、名古屋城建設工事事務所発足	
6月13日 起工式執行	

エ 建築物としての特徴

企画案のとおり外観はほぼ史実に忠実に鉄骨鉄筋コンクリート造、内部は近代的な様式となっている。「やじろべい」の様な特徴的な構造となっており、石垣内部の地階部分の基礎から立ち上がる柱からの斜材により、跳ね出したスラブを吊り支え、上部構造の重量を石垣には荷重をかけない計画となっている。

【外観】

外観は実測図その他に基づいて再建されたため、戦災前とほぼ変りがない。外観で昔の姿と異なる点は、不明門枳形内に、天守1階から降りる張出式避難階段(平成9年に撤去、エレベーター棟設置)が添えられ、旧位置の窓が出入口になったこと、小天守1階から西側石垣上の土居に降りる非常口を新しく設けたこと、観光が目的で見晴らしがきくよう、展望階の窓を昔の2倍の広さとしたことである。

【内部】

大天守閣の最上階を展望室、他を展示室とし、市民が「天守閣を楽しめるようエレベーターや水廻りも備えた近代建築」「動線を円滑するため二重らせん階段を建物の中心に備えた。」(ARCHITECT NO333、2116年6月1日 谷口元筆)展示室としたことで、最上階以外は外観には窓はあるが、内部は壁で囲まれている。小天守閣は重要文化財の収蔵庫とし空調完備された。その一方で、名古屋城管理事務所の伊藤鉄三氏にインタビューにて、名古屋城では年々10万人ずつ観客が減っているという状況を危険視していて、「いずれは焼失前そのままの姿に復元したいというのが我々の願いです」とコンクリートの大天守閣では観光客を引き寄せる力が足りないという発言がされたこともあった。(昭和53年4月24日:朝日新聞)

【上部構造】

表-1.3.8に示すように、戦前から戦後にかけて全国の多くの天守閣復元事業で採用された上部構造は鉄筋コンクリート造であったが、名古屋城の場合は、強度を確保するとともに、重量を軽くしながら石垣に重量をかけない構造とするため鉄骨鉄筋コンクリート造が採用された。大天守は4階床から斜に1階床外端まで斜材が通り、引張力のかかる吊柱となって、吊柱は14本の主柱から四方に22本張出し、1階から3階までの屋根、外壁と床の一部の荷重を吊り上げている。小天守は上部建物の鉄骨は全溶接のプレート構造であり、コンクリートは自重軽減の目的で、1階から上には軽量コンクリートが使用されている。

【基礎構造】

名古屋城天守閣の基礎構造は、枠状または筒状の函体を支持層まで沈設するケーソン工法(潜函工法)が採用された。施工にあたっては、ポーリング調査(昭和31年2月実施)により把握された地盤及び地下水位の状況、更に、天守台石垣への影響を踏まえ慎重な検討がなされ、その結果、大天守閣はニューマチックケーソン工法、小天守閣はオープンケーソン工法で施工された。

ケーソン基礎は、枠状または筒状の函体を支持層まで沈設して基礎とするもので、水深が大きく締切り工法が困難な場合や、地下水の湧き水、流砂、その他の影響により掘削が困難な場合に利用される工法である。

杭基礎では鉛直支持力または地震時の水平抵抗力が不足したり、沈下や振動などが過大になる恐れがある場合などにも、ケーソン基礎は有利であるとされている。

名古屋城天守閣の場合では、杭基礎工法は振動が大きく石垣に強い振動を与えるため、文化財保護の観点から不适当であり、ケーソン工法を採用したと『名古屋城史』に記載されている。表-1.3.8に示すように、多くの天守閣復元にて杭基礎が採用されているが、名古屋城では石垣の孕みだしも確認できている状態であったことからケーソン工法を採用したと考えられる。

大天守と小天守で工法が異なっていることについては、地下水位が大きく影響していると考えられる。小天守は地下水位に達する手前で基礎を構築できたのに対し、高層である大天守は十分な安定性

を確保するために地下水位よりも下部に基礎が達する必要があった。地下水の多い地盤を施工する大天守では、ニューマチックケーソン工法を採用し、小天守ではオープンケーソンを採用したと考えられる。

天守の再建にあたってケーソン工法が採用された事例は、昭和29年(1954)の岸和田城が名古屋城に先行している。ただし、岸和田城は「復興天守」(外観が史実と異なる)であり、高さ22m、延べ面積798㎡と名古屋城に比べると小さい。特別史跡指定地で、外観を忠実に復元した「外観復元」で、かつより大規模な名古屋城でケーソン工法が採用されたことは、名古屋城の特徴と言える。

【ケーソン基礎施工状況写真】



写真(資)-3.4.1
大天守北東角2号ケーソン施工状況



写真(資)-3.4.2
1号ケーソン(西北)沈下の際、ウォーター
ジェットによって東南角に陥没を生じる



写真(資)-3.4.3 沈下完了間近の4号ケーソン



写真(資)-3.4.4 沈下作業中(昭和32年12月20日)



写真(資)-3.4.5
ケーソンの沈下に伴い石垣上部に変形を生じた

表(資)-3.4.2 城郭復元事業(天守閣復元)の構造形式一覧

整備年	城郭名	復元分類				上部構造				基礎構造				
		復元	外観	復興	模擬	木造	S造	RC造	SRC造	直接	杭	ケーソン	不明	
1928	昭3	洲本城				○			○					○
1931	昭6	大阪城			○				○	○				
1931	昭6	羽衣石城				○		○			○			
1933	昭8	郡上八幡城				○	○							○
1935	昭10	伊賀上野城				○	○				○			
1954	昭29	岸和田城			○				○			○		
1954	昭29	富山城				○			○			○		
1956	昭31	岐阜城				○			○					○
1958	昭33	和歌山城		○					○			○		
1958	昭33	広島城		○					○	○				
1958	昭33	浜松城				○			○			○		
1959	昭34	大垣城		○					○			○		
1959	昭34	岡崎城		○					○			○		
1959	昭34	名古屋城		○					○			○		
1959	昭34	小倉城			○				○					○
1960	昭35	小田原城			○				○			○		
1960	昭35	熊本城		○					○		○	○		
1961	昭36	松前城		○					○			○		
1962	昭37	岩国城			○				○		○			
1964	昭39	岡山城		○					○			○		
1964	昭39	島原城			○				○		○			
1965	昭40	会津若松城		○					○					○
1966	昭41	福山城			○				○		○	○		
1968	昭43	松山城(小天守)	○					○			○			
1968	昭43	大野城			○				○					○
1985	昭60	綾城				○	○				○			
1990	平2	白川小峰城	○					○				○		
1993	平5	高田城			○			○	○			○		
1994	平6	掛川城	○					○			○			
1995	平7	白石城	○					○			○			
2004	平16	新発田城	○					○				○		
2004	平16	大洲城	○					○				○		

(5) 現天守閣の評価

① 戦後復興の象徴

現天守閣には戦後復興にあたり、名古屋のシンボルとしての役割が求められた。江戸時代に名古屋城が築城されるとともに城下町が形成され、現在の町の基盤が築かれた名古屋にとって、遠くからでも見上げることができる高層の天守閣を、市の歴史と伝統のシンボルとする言説は受け入れられやすかったであろう。とはいうものの、その天守閣は、歴史的建造物の復元というよりは、鉄骨鉄筋コンクリート造という構造の面でも、博物館としての用途の面でも、戦後の経済復興を観光によって図ろうとした時代の価値観に基づいた戦後を象徴する建造物である。

② 市民の機運の高まりによる再建

昭和20年(1945)の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等、生活の根幹に関わる問題が山積している中、商工会議所・観光協会の陳情を起点として始まった。やがて広く市民一般からの声が上がりが始め、行政がその声に後押しされる形で推し進められ、市制70周年記念事業として再建された。募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業でなった。名古屋城天守は名古屋の街の象徴として、市民の機運の高まりの後押しを受け再建された。

③ 豊富な史資料に基づく外観「復元」

名古屋城天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート構造を採用し、窓の引き戸などが一部史実と異なっているといえども、昭和実測図やガラス乾板写真等の歴史的資料に基づいた外観復元がなされた。

豊富な根拠資料に基づく外観復元の高い精度は、他の城郭には見られない名古屋城の特徴であると位置づけられ、特別史跡の本質的価値の理解を促進する役割を果たしてきたと評価できる。

④ 鉄骨鉄筋コンクリート造建造物としての評価

現天守閣は、戦後の社会状況や利用の目的から、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物として再建された。天守台石垣に配慮してケーソンを採用し、また天守台石垣に直接荷重がかからない構造としている。また外観は焼失前の天守閣と寸分も違わぬ姿に復元されるなど、当時の建築技術の水準を表すものとしても現天守は評価でき、戦後、鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造で建設された天守閣の代表的事例である。

⑤ 博物館としての機能と活用

鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震・耐火性能の高さを生かして、天守内部は博物館機能を備えた展示・収蔵施設として、近代的様式での整備が行われた。先行する大阪城の事例や、戦後、社会教育のための施設・文化的な施設が求められた時代的背景に加え、戦災での焼失を免れた旧本丸御殿障壁画等の重要文化財の展示・収蔵を目的としていた。

昭和37年(1962)には博物館相当施設として指定され、各種展示の実施や、史資料の収蔵が行われており、市民生活に大いに寄与してきた。

⑥ 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題

外観復元された建造物として、特別史跡の理解に一定の役割を果たしてきたが、本丸地区の整備構想として、江戸期の姿を再現すると掲げており、鉄骨鉄筋コンクリート造の天守閣は江戸期の本丸にふさわしくない。特に、本丸御殿が木造復元されたため、鉄骨鉄筋コンクリート造の天守閣は、本丸地区の空間構成の理解を妨げている。

また世界最大級の木造建築物としての名古屋城天守の特徴は、その内部空間にあるが、現状では、その特徴を体感することができない。内部空間は史実通りに再現されておらず、天守の本来の材料・構造・

形式、または機能・用途を理解することは困難である。

⑦ 建物の課題

ア 博物館施設としての機能不足

- ・ 現天守閣は、本来博物館施設として再建されたものであるが、収蔵庫、展示面積の不足、また収蔵庫と展示室の間が屋外になること等、現代の博物館として求められる施設の条件を満たしておらず、その本来の機能を十分果たすことができない。

イ 耐震性能不足

- ・ 大天守閣の耐震性能は、各階とも構造耐震指標(Is値)が基準値である0.6を下回り、最も低い数値は0.14であった。これは震度6強から7に達する程度の地震に対して「倒壊又は崩壊する危険性が高い」と評価される区分である。(平成22年度「名古屋城天守閣耐震対策調査」)

ウ 経年劣化

- ・ コンクリートの中酸化の点では、大天守閣は重度の劣化、小天守閣は中度の劣化が発生している。また、大天守閣、小天守閣ともに鉄筋の腐食が部分的に発生しており、概ね30年程度の耐用年数である。

エ バリアフリー

- ・ 外部から小天守閣、橋台を經由して大天守閣の入口までは階段のみでバリアフリーに対応しておらず、別ルートにて大天守閣1階に直接入る外部エレベーターを設置している。大天守閣内部では、地階から5階までエレベーターを設置しているが、5階から最上階までは階段のみでバリアフリーに対応していない。
- ・ 現在ある外部エレベーターは外観を損ねている。

オ 建築基準法における既存不適格

- ・ 現天守閣は、再建後に法改正された建築基準法に一部適合していない(既存不適格)。特に観覧者の避難経路となる階段において、階段までの歩行距離、階段の防火区画の形成などの規定を満たしていない。

カ その他

- ・ 再建当時の機能の一つであった7階の展望施設は、現代においては物足りないものとなっている。

⑧ 天守台周辺石垣の課題

天守台石垣については、平成29年度(2017)より調査を行っており、現況とその問題点について具体的に把握した。詳細は「第2章 石垣等遺構の保存」による。